

**(仮称) 都市防災公園及び複合施設指定管理者  
募集要項**

**令和6年7月**

**倉敷市文化産業局文化観光部文化振興課**

**倉敷市建設局土木部公園緑地課**

## 【目 次】

1	対象施設の設置目的と指定管理者に期待する役割等	3
	(1) 複合施設	3
	(2) (仮称) 都市防災公園	3
2	対象施設の概要	4
	(1) (仮称) 都市防災公園及び複合施設の敷地面積	4
	(2) 複合施設	4
	(3) (仮称) 都市防災公園	4
3	指定期間	4
4	提案上限額	5
5	利用料金制	5
6	応募資格	5
7	契約保証金	6
	(1) 契約保証金額	6
	(2) 納付期限	6
	(3) 減免	6
8	公募スケジュール (予定)	7
9	募集要項等の配布	7
	(1) 配布方法	7
	(2) 配布資料	7
10	公募説明会	8
11	公募参加表明書の提出	8
	(1) 提出期限	8
	(2) 受付方法	8
	(3) 提出先	8
12	募集要項等に関する質問 (第1回、第2回)	8
	(1) 受付期間	8
	(2) 受付方法	8
	(3) 提出先	8
	(4) 回答の公表	9
13	応募提出書類	9
	(1) 提出期限	9
	(2) 受付時間	9
	(3) 提出方法	9
	(4) 提出先	9
	(5) 提出書類の取り扱い	9
	(6) 応募に当たっての留意事項	9

14	応募の辞退	10
15	選定方法	10
	（1） 選定の体制	10
	（2） 審査の基準	11
	（3） 提案内容に関するヒアリングの実施	11
	（4） 優先交渉団体の決定及び公表	11
16	労働条件審査	11
17	仮協定の締結	12
18	その他の注意事項	12
	（1） 文書の開示・非開示	12
	（2） 2段階選別	12
	（3） 協議	12
	（4） 施設への立入について	12
19	問合せ窓口	12
別紙1	（仮称）都市防災公園及び複合施設指定管理者更新手続書	13
	用語集	15

# (仮称) 都市防災公園及び複合施設指定管理者募集要項

## 1 対象施設の設置目的と指定管理者に期待する役割等

### (1) 複合施設

#### ア 設置目的

- (ア) 倉敷市公共施設個別計画に基づき、山陽ハイツの貸会議室と倉敷市文化交流会館の文化練習室、公園管理施設を統合し「公共施設の複合化・効率化」の一環として、設置するもの。
- (イ) 「防災・災害対応拠点」として、災害時の医療・救援活動や支援物資集積場所、一時避難場所とするもの。
- (ウ) 山陽ハイツ跡地を引き続き市民に親しみをもって利用していただける場として誰もが気軽に利用できる憩いの場・文化活動の場とするもの。

#### イ 指定管理者に期待する役割等

- (ア) 施設の維持管理業務を適切に行うこと。
- (イ) 倉敷市文化交流会館の運営をスムーズに引継ぎ、利用者の立場に立ち、会議室等の予約調整・貸出し業務を行うこと。
- (ウ) 市民・文化芸術団体が、文化芸術活動を十分に行うことができる空間を提供するとともに、その活動の支援を行うこと。
- (エ) 飲食スペースやフリースペース等に人が集い、交流する場を提供するなど、施設内での市民ニーズにあった柔軟かつ弾力的な自主事業を実施し、地域の文化活動を活性化させること。
- (オ) 地域文化の拠点施設として、地域振興（教育振興、観光振興、産業振興、まちの賑わいの創出、部活動の地域移行等）にもつながるよう運営すること。
- (カ) 迷子の保護・園内放送を迅速に行うこと。
- (キ) 災害時には医療・救援活動や一時避難場所、災害派遣車輛の駐車スペースとして活用する等、倉敷市（以下「本市」という。）と連携して防災・災害対応拠点としての対応を行うこと。
- (ク) （仮称）都市防災公園及び複合施設をひとつの公共施設ととらえ、利用相談等の窓口を一本化し一体的な管理・運営を行うことにより、利用される市民にとってより分かりやすく、かつ、より利用しやすい施設の運営を実現すること。また、市内の本市所管施設との連携をとること。

### (2) (仮称) 都市防災公園

#### ア 設置目的

(仮称) 都市防災公園は、一般公共の用に供するため、本市が設置した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園です。

#### イ 指定管理者に期待する役割等

- (ア) 運動・健康増進等をはじめとして、子ども、若者、子育て世代、高齢者など、多

世代がいきいきと楽しく過ごせるよう、安全・安心な公園の管理運営を行うこと。

(イ) 災害時には、車両等での一時的な避難場所や、災害派遣車両の駐車スペースとして活用する等、本市と連携して防災・災害対応拠点としての対応を行うこと。

(ウ) 上記以外にも、指定管理者から公園の利便性の向上に関して提案のあった自主事業を実施すること。

## 2 対象施設の概要

### (1) (仮称) 都市防災公園及び複合施設の敷地面積

95,585㎡

※今後、敷地内を横断する市道の改修予定があるため、敷地面積が若干変更となります。

### (2) 複合施設

#### ア 所在地

倉敷市有城1169番地1ほか

#### イ 施設の概要

(ア) 構造 鉄骨コンクリート造

(イ) 敷地面積 3,084㎡

(ウ) 延床面積 1,627㎡

(エ) 施設内容 1階 音楽練習室、楽器庫、事務室、更衣室（シャワールーム）等  
2階 多目的室、飲食スペース、フリースペース等

### (3) (仮称) 都市防災公園

#### ア 所在地

倉敷市有城1169番地1ほか

#### イ 施設の概要

(ア) 面積

90,499.7㎡

(イ) 付帯設備

屋外トイレ、あずまや（災害時に防災設備を兼ねるもの）、各種遊具他

その他詳細は、別紙参考資料集を参照のこと。

## 3 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）＜更新制＞

2期目 令和10年4月1日から令和13年3月31日まで（3年間）

3期目 令和13年4月1日から令和17年3月31日まで（4年間）

※指定管理者の更新手続きについては、別紙1\_（仮称）都市防災公園及び複合施設指定管

理者更新手続書を参照ください。

#### 4 提案上限額

金 1 5 8, 7 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）

指定管理業務に係る費用は、指定期間（令和7年4月～令和10年3月）をとおして上記の範囲内とし、具体的な指定管理料の支払い方法については、「（仮称）都市防災公園及び複合施設指定管理業務協定条件規定書」に定めます。

#### 5 利用料金制

複合施設の貸室利用、公園施設占有利用（イベント広場・レクリエーション広場）、及び駐車場（有料）利用にかかる利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制を採用します。

なお、条例に定めのない利用料金については、指定管理業務の開始までに、条例制定又は条例変更等を予定しています。

#### 6 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に（仮称）都市防災公園及び複合施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とします。ただし、次の各号に該当する団体等は応募できません（なお、グループを構成して応募する場合、①～⑭は、全ての構成員が該当してはならない。）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する団体等
- ② 本市から指定管理を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- ③ 本市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6ヵ月を経過しない団体等
- ④ 税（国税、岡山県税及び倉敷市税）及び労働保険料を滞納している団体等  
（株式会社、財団・社団法人以外の場合、団体等の代表者が税を滞納している団体等）
- ⑤ 団体等の代表者が、税を滞納している団体
- ⑥ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- ⑦ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- ⑧ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て

- (債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。) がなされた団体等
- ⑨ 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
  - ⑩ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
  - ⑪ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3ヶ月を経過しない団体等
  - ⑫ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
  - ⑬ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している団体等
    - ア 選定委員会の委員(本市職員の委員を除く)
    - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定義する者)
  - ⑭ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼしている場合
  - ⑮ 公募参加表明書を提出していない団体等

## 7 契約保証金

本市は、指定管理者(優先交渉団体)から契約保証金を徴します。

### (1) 契約保証金額

提案額(3か年:36か月分)の4ヶ月分に相当する額。なお、算出額に1,000円未満の端数が生じる場合は、切り上げるものとします。

### (2) 納付期限

令和6年12月定例会市議会の開会日の前日まで

### (3) 減免

銀行保証又は履行保証保険等の確実な担保が本市に提出されたときは、契約保証金を免除します。なお、指定管理業務その他類似業務の実績を有することをもって契約保証金を減免することはないので注意してください。

## 8 公募スケジュール（予定）

公募のスケジュール（予定）は、以下のとおり。

日程	事業スケジュール
令和6年 7月 9日（火）	募集要項等の公表
7月22日（月）	公募説明会
7月29日（月）	公募参加表明書提出期限
7月29日（月）	1回目質問書提出期限
8月 9日（金）まで（予定）	1回目質問に対する回答
8月30日（金）	2回目質問書提出期限
9月 6日（金）まで（予定）	2回目質問に対する回答
9月18日（水）	応募書類提出期限
10月 4日（金）	選定委員会による面接等
10月中旬（予定）	優秀提案団体の発表
10月下旬～11月中旬	優先交渉団体と業務の詳細について協議
11月中旬（予定）	優先交渉団体と仮協定の締結
12月定例市議会開会日の前日	契約保証金の納入
12月定例市議会	指定管理者の指定

## 9 募集要項等の配布

### （1） 配布方法

募集要項等の関係資料については本市ホームページで公表します。なお、参考資料集については、別途、倉敷市ファイル転送システムで配布しますので、希望者は「借用願い」（様式⑤）を文化観光部文化振興課へ電子メール（cltprm@city.kurashiki.okayama.jp）で提出してください。

### （2） 配布資料

- ア （仮称）都市防災公園及び複合施設指定管理者 募集要項
- イ （仮称）都市防災公園及び複合施設指定管理者 業務水準書
- ウ （仮称）都市防災公園及び複合施設指定管理者 選定基準書
- エ 様式集（応募準備にかかる様式・応募様式）
- オ （仮称）都市防災公園及び複合施設指定管理協定条件規定書（案）  
（リスク分担表を含む）
- カ 参考資料集
- キ 労働条件審査実施要領等

## 10 公募説明会

参加を希望する団体等（複数事業者によるグループでの参加を含む。）は、「募集要項等に関する説明会参加申込書（様式②）」に必要事項を記入し、件名を【募集要項等に関する説明会参加申込】として、電子メールでファイル添付にて提出してください。電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認をお願いします。なお、電話での着信確認は、午前8時30分から午後5時までをお願いします。

開催日時	令和6年7月22日（月）午前10時から11時（予定） ※オンライン参加可能
開催場所	倉敷市役所（岡山県倉敷市西中新田640番地）5階 502会議室
参加申込書受付	令和6年7月18日（木）午後5時まで
参加申込書提出先	倉敷市 文化観光部文化振興課 電子メール cltprm@city.kurashiki.okayama.jp 電話番号 086-426-3075（直通）

## 11 公募参加表明書の提出

公募に参加する場合は、公募参加表明書（様式①）を提出してください。提出期限までに公募参加表明書の提出がない場合、応募することができませんのでご注意ください。

- (1) 提出期限 令和6年7月29日（月）午後5時まで
- (2) 受付方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着とします。）
- (3) 提出先 倉敷市 文化観光部文化振興課  
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

## 12 募集要項等に関する質問（第1回、第2回）

募集要項等の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行います。

- (1) 受付期間  
第1回質問受付 令和6年7月29日（月）午後5時まで  
第2回質問受付 令和6年8月30日（金）午後5時まで

### (2) 受付方法

質問について、「募集要項等に関する質問書」（様式③、様式④）に記入の上、電子メールのファイル添付にて提出してください。電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認をお願いします。なお、電話での着信確認は、午前8時30分から午後5時までをお願いします。

- (3) 提出先 倉敷市 文化観光部文化振興課  
電子メール cltprm@city.kurashiki.okayama.jp  
電話番号 086-426-3075（直通）

#### (4) 回答の公表

募集要項等に関する質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ、アイデア等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、次の各回答期限までに、随時、本市ホームページで公表します。なお、必要に応じて質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがあります。

第1回質問回答期限 令和6年8月9日(金)まで(予定)

第2回質問回答期限 令和6年9月6日(金)まで(予定)

### 13 応募書類提出

応募書類作成要領・様式集に従って、応募書類を提出してください。

(1) 提出期限 令和6年9月18日(水)まで

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は提出期限までに必着とします。)

なお、持参の場合は、前日までに下記に連絡の上、来庁時間を調整してください。

(4) 提出先 倉敷市 文化観光部文化振興課

電子メール cltprm@city.kurashiki.okayama.jp

電話番号 086-426-3075(直通)

(5) 提出書類の取り扱い

#### ア 著作権

応募者から提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市は本指定管理業務の公表のため、又はその他本市が必要と認める場合、応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとします。なお、提出を受けた書類は一切返却しません。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。また、これらを使用したことにより本市が損失又は損害を被った場合、当該応募者は、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならないこととします。

#### ウ 本市からの提供資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本指定管理業務の提案に関する検討以外の目的で使用してはなりません。

#### エ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができません。

#### オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできません。

(6) 応募に当たっての留意事項

## ア 応募に伴う費用分担

応募に関し必要な費用については、すべて応募者の負担とします。

## イ 応募の棄権

公募参加表明書を提出した応募者が、提案書の提出期限までに提案書を提出しない場合は、棄権したものとみなします。

## ウ 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。また、各業務を担当する団体及び同団体と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできません。

なお、協定締結後に、選定されなかった応募者の構成員（代表団体を除く。）が、業務等を一部受託することは可能とします。

## エ 応募者の変更及び追加

企画提案書提出日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉団体決定のための審査の対象から除外します。また、応募書類提出日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更等」という。）は、原則として認めません。

ただし、事前に本市と協議を行い、構成員等変更承諾願（様式 9）を本市に提出することにより申請を行った場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、構成員の変更等を認めることがあります。

なお、代表団体の変更は例外なく認めません。

## 14 応募の辞退

公募参加表明書を提出した応募者が応募を辞退する場合は、応募書類の提出期限までに参加辞退届（様式 8）を提出してください。

なお、参加を辞退されても、本市が実施する他の公募において不利益な取扱いをされることはありません。

## 15 選定方法

指定管理者の選定方法は、「（仮称）都市防災公園及び複合施設指定管理者 選定基準書」によります。

### （1）選定の体制

本市は、指定管理者の選定において、その公平性、透明性及び客観性を確保するため、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条に基づき有識者等で構成する選定委員会を設置します。

倉敷市指定管理者選定委員会（仮称）都市防災公園及び複合施設部会

区 分		所属・資格 など	氏 名
第1号 委員	企業経営等の専門家	公認会計士	高 見 尚 平
第2号 委員	施設管理等の専門家	一級電気工事施工管理技士	藤 川 哲 司
第3号 委員	有識者	くらしき作陽大学音楽学部長	竹 内 京 子
	市代表	文化産業局長	別 府 正 樹
	市代表	建設局長	堀 越 信 宏

※応募者又は応募者の関係者が故意に委員に接触し、又は不正行為を行ったと認められる場合は、選定対象から除外します。

**(2) 審査の基準**

選定委員会において、指定管理者選定基準に基づき、企画提案内容を総合的に審査します。なお、応募者が1者の場合でも、選定は成立するものとします。

**(3) 提案内容に関するヒアリングの実施**

令和6年10月4日（金）に企画提案内容に関するヒアリングを実施します。

ヒアリングでは、応募者による企画提案内容に関するプレゼンテーション、選定委員による質疑等を予定しています。実施日時及び開催場所等の詳細については、応募者（代表団体）に対して後日連絡します。

**(4) 優先交渉団体の決定及び公表**

**ア 優先交渉団体の決定**

本市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉団体及び第2交渉団体を決定します。

**イ 結果の公表**

選定結果は、令和6年10月中旬に全ての応募者へ文書で通知します。また、合わせて審査結果を本市ホームページにて公表します。なお、電話等による問い合わせには応じかねます。

**16 労働条件審査**

優先交渉団体（グループの場合は、すべての構成員）は、選定結果の公表後、遅滞なく岡山県社会保険労務士会による「労働条件審査」を受け、岡山県社会保険労務士会が発行する「評価報告書」を提出してください。この審査は、社会保険労務士法（昭和43年6月3日法律第89号）第2条第1項第1号で規定する労働及び社会保険に関する法令について、優先交渉団体の遵守状況を審査するもので、審査内容、費用等については、配布資料キ\_労働条件審査実施要領のとおりとします。

## 17 仮協定の締結

優秀提案団体決定後、優先交渉団体と細目の協議の結果、合意に至った場合、仮協定を締結します。また、優先交渉団体と合意に至らなかった場合は、第2交渉団体と協議を行います。

## 18 その他注意事項

### (1) 文書の開示・非開示

本市が受理した応募書類に対して開示請求があった場合は、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）に則り、本市が開示・非開示の判断を行うものとします。

### (2) 2段階選抜

参加表明者が4者を超えた場合には、2段階選抜とすることがあります。2段階選抜とした場合、日程・提案書式等を変更し、参加表明者全員に別途通知します。

### (3) 協議

優先交渉団体は、選定結果の公表後、遅滞なく指定管理料の詳細な内訳を書面で本市に報告してください。この内訳は、本市と優先交渉団体が協定を締結した後に当該協定内容を変更する必要がある場合の基礎資料とするためのものとします。

### (4) 施設への立入について

当該施設は令和7年度竣工予定であるため、今回の指定管理者選定にあたり、施設見学会は実施しません。

## 19 問合せ窓口

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市文化産業局文化観光部文化振興課

担当者：小野、石井

TEL 086-426-3075 FAX 086-421-0107

E-mail: cltprm@city.kurashiki.okayama.jp

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市建設局土木部公園緑地課

担当者：小寺、藤原

TEL 086-426-3495 FAX 086-434-6665

E-mail: pkmng@city.kurashiki.okayama.jp

(別紙1)

## (仮称) 都市防災公園及び複合施設指定管理者更新手続書

### 1 更新の条件

倉敷市(以下、「本市」という。)は、次に掲げる条件全てが満たされていると判断した場合、(仮称)都市防災公園及び複合施設指定管理者募集要項(令和6年7月)に掲げた2期目(又は3期目)について、非公募により1期目(又は2期目)の指定管理者を、引き続いて、次期指定管理者の候補者とします。

#### (1) (仮称) 都市防災公園及び複合施設に対する市の政策(施設の位置づけ)に変更がないこと

次のような場合は、更新を行わないことがあります。

- ア 条例が改正等され、施設の位置づけが変更となった場合
- イ 市議会において、施設の位置づけ、運営方針等の変更について請願が採択されるなどした場合
- ウ (仮称)都市防災公園及び複合施設に直接関連する法令の改正等があり、本市が施設の位置づけを見直した場合
- エ (仮称)都市防災公園及び複合施設に直接関連する国、県等の補助制度等が廃止、変更等があり、本市が施設の位置づけを見直した場合
- オ 利用者数、利用率等の推移が低調、その他設置目的を十分に果たしていない状況が確認され、管理運営手法に抜本的な改善を図る必要があると本市が判断した場合
- カ 総合計画、市長公約等が新たに計画、変更又は改正等され、施設の位置づけ、運営方針等を本市が見直した場合
- キ 近隣に類似の施設が建設、設置されるなど(仮称)都市防災公園及び複合施設を取り巻く環境に大きな変化があった場合

#### (2) 建替えや大規模修繕など、本市の施設運営方針に大きな変更がないこと

次のような場合は、更新を行わないことがあります。

- ア 災害等により(仮称)都市防災公園及び複合施設が損傷等し、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合
- イ 耐震診断の結果、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合

#### (3) 当該指定管理者の管理運営の状況(モニタリングの結果)が優良であること

次のような場合は、更新を行わないことがあります。

- ア 毎年度実施するモニタリングにより、業務の全部又は一部の未実施、不適切な手法等(軽微な事項を除く。)が確認された場合
- イ 協定書に定めた達成目標が、達成されていない場合(本市の目標設定に無理があった場合、災害その他特別な事情があると認められる場合を除く。)
- ウ 利用者満足度が低調、利用者(利用者団体を含む。)や施設近隣住民等から苦情等が

多数寄せられている場合

**(4) 次期の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できること**

2期目（又は3期目）の指定管理料は、1期目の指定管理料と同水準であることを基本とします。ただし、指定管理業務条件規定書（別紙4\_リスク分担表）に規定する事象が生じた場合、1期目（又は2期目）の指定管理業務において当初の想定を大幅に超える業務が生じた場合、新たな業務を追加する場合、及び当初の想定を大幅に超える指定管理者の歳入がある場合等はこの限りではありません。

具体的な算定にあたっては、1期目の協定書に付属する別紙6「収支計画内訳書」を基礎資料とし、総務省統計局発表の消費者物価指数（岡山）、厚生労働省岡山労働局発表の最低賃金など、官公署等が公表した資料を根拠として合理的に行うものとします。

**2 更新制のスケジュール（予定）**

**(1) 条件を満たしていることの確認**

2期目 令和8年10月～令和8年11月

3期目 令和11年10月～令和11年11月

ア 更新制の条件(1)(2)(3)(4)に掲げた条件を満たしているか否かを本市が確認します。

イ 必要により選定委員会を開催する場合があります。

**(2) 次期協定条件について、本市と指定管理者で協議**

2期目 令和8年11月～令和8年12月

3期目 令和11年11月～令和11年12月

ア 更新制の条件(4)により、次期協定条件について本市と指定管理者で協議を行います。

**(3) 次期協定条件について合意（仮協定の締結）**

2期目 令和9年1月まで

3期目 令和12年1月まで

**(4) 再指定の議決（債務負担行為の設定を含む）**

2期目 令和9年2月市議会

3期目 令和12年2月市議会

**3 更新に至らない場合の措置**

指定管理者が更新を受けられないこととなっても、理由の如何にかかわらず、本市は指定管理者に対して生じた損害の賠償の責めを負いません。

## 用 語 集

- 1 協定条件規定書  
倉敷市と指定管理者との間で締結する協定書の原案のこと
- 2 契約保証金  
民法第420条に規定する賠償額の予定、違約金のこと
- 3 仮協定書  
倉敷市と指定管理者との間で締結する協定書で、市議会での指定管理者の指定の議決を得ていない間のもの（仮契約書に相当し、市議会の議決を経て、正式な協定書となる）
- 4 銀行保証  
金融機関が発行する、連帯保証のこと
- 5 履行保証保険  
損害保険会社を取り扱う保険のこと
- 6 応募予定者  
募集要項等の配布資料を取得した者
- 7 参加表明者  
公募参加表明書を提出した者。提案書を提出する権利並びに公募にかかる質問を行う権利を取得する。又、応募を取り辞めた場合には、辞退届の提出義務を負う。
- 8 提案団体  
期限までに、提案書を提出した者
- 9 優秀提案団体  
選定委員会によって選ばれた、優先交渉団体及び第2交渉団体等の総称
- 10 優先交渉団体  
選定委員会によって、最も優れた提案を行ったとされた提案者のこと
- 11 関係市職員  
窓口に在籍する職員（臨時、嘱託等を含む）、その他当該公募に関係する職員